

岩手県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
三宅歯科医院	岩手郡岩手町大字沼宮内第6地割23番地2	平成29年12月8日
岩手県立療育センター	紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割29番地1	平成30年1月5日
ふじまる内科医院	上閉伊郡大槌町上町1番16号	平成29年11月8日
一戸森眼科	二戸郡一戸町一戸字向町108番地1	平成29年12月21日